

15 知事提出議案に対する反対討論 ①

2014年3月26日

日本共産党の柳下礼子です。当初予算に対する反対討論を行います。

第1号議案「平成26年度埼玉県一般会計予算」については主に以下の理由から反対します。

反対理由の第一は、この4月1日に施行される消費税の増税を直ちに反映し、県有施設などの施設使用料、手数料などを増額しているからです。今定例会に提出された議案だけでも49議案にのぼる使用料・手数料の引き上げが行われます。県民活動総合センターや総合リハビリテーションセンターなど、県民に身近な施設が軒並み消費税8%に対応して引き上げられています。

経済情勢は、景気回復にはほど遠く、増税実施の条件などありません。そもそも、県は消費税の納税義務者ではありません。4月から消費税が引き上げられるからと言って、直ちにそれを転嫁するのは、県民生活も県内経済も省みない態度です。よって反対するものです。

第二の理由は、重度心身障害者医療費助成制度に年齢制限を導入するからです。これは障害者の医療費本人負担分を県と市で助成する制度ですが、65歳以上になってから障害者手帳を取得した方を対象からはずします。県の試算では年間13,000人ほどがこの制度から閉め出される見込みです。

障害者にとって生涯にわたり、医療は必要不可欠なのです。日本が批准した国連障害者権利条約では障害のある人も障害のない人と同等の権利を保障することを定めています。グローバル化を叫びながら、一方でこうした年齢差別を持ち込む県のやり方は国際的には通用しないのです。

県は、65歳以上になってから障害者手帳を取得した人は、資産形成がされていると、年齢制限の理由を説明しています。しかし、65歳より以前は3級未満であっても、その後加齢により重度化するケースもあります。また、だれもが65歳までに十分に資産形成できているわけではありません。わずかな年金で暮らし、生活が苦しいとい

う高齢者の実態をみていません。

なお、今年4月1日からすでに述べたように、消費税の増税が行われます。県はそれに合せて使用料手数料を引き上げる。しかも年金支給額の1%引き下げ、住民税の復興増税も実施されます。その上医療助成制度改悪です。県民生活破壊、地域経済破壊の影響は予想もつきません。国の社会保障改悪と一体になった県民いじめはやめるべきです。

第三は住宅用太陽光発電設備補助制度をなくすことです。国の補助制度廃止によるものですが、自然エネルギーを普及する立場から、継続を求めます。

第四は無駄な公共事業である八ツ場ダム建設のための負担金が計上されていることです。

以上から、第1号議案に反対します。

続いて、第15号議案平成26年度埼玉県病院事業会計予算修正案と修正部分を除く部分について一括して反対討論を行います。県立小児医療センターの建設費増額分55億円を、病院局会計から除くという措置については、私は賛成するものです。11月の段階で55億円もの増額が発生していたのに、議会へ補正予算案提出もせず入札に踏み切ったことは、看過できない重大な問題です。さらに議会へ報告もなく、設計変更をし、約300億円もの事業を清水建設と随意で契約しました。なぜ、このような議会無視をしたのかを、病院局は「補正予算を提出していたら、建設着工が半年遅れたから」と説明しています。平成28年4月の病院開設を急ぐ余りにこういう結果になったのです。

ここで一言申し上げます。今定例会での福祉保健医療委員会と予算特別委員会における、県立小児医療センター修正案の可決を受けて、埼玉県は県内の広範な障害者団体や消費者団体などに対して、県立小児医療センター新病院建設予算の早期成立を求める要望書提出を県議会に行う旨の要請

を、案文まで示して行いました。埼玉県はこれらの団体や個人への支援や助成を行う立場にあり、県の要請は一定の圧力を伴うことは明白です。今回の要請は団体の自主性を脅かす圧力であり、わたしは厳しく抗議したいと思います。

県作成の案文の中にもありました、建設工事が遅れることが、総合周産期医療体制や救急医療体制の整備を遅らせ、多大なマイナスを県民に及ぼす、という意見が委員会でもありました。しかし、建設をむりやり急ぐことの方が、県民にとって多大なマイナスであり、命の危険をおかすことではないでしょうか。

県立小児医療センターは、もともと3年前の突然の知事のトップダウンでさいたま新都心への移転が決定されました。我が党は、当初から、センターの移転が重症心身障害児や難病患者の家族に多大な負担をもたらすこと、N I C U=新生児集中治療床が1床もない脆弱な周辺自治体の周産期や小児医療体制をさらに弱体化させることなどを指摘し現在地での立て替えを強く主張し反対してきました。新都心移転計画そのものが子どもたちの命を脅かすものだからです。

だからこそ計画発表直後に、さいたま市岩槻区の自治会連合会の総意といえる4万5千筆の請願が本県議会に提出され、その後患者家族や周辺自治体のみなさんの「存続を求める」署名が約15万筆提出されています。こうした反対世論を受けて知事は、「現地に残す機能を検討する」といいましたが、あれから丸2年。いまだどんな機能が残されるのかの説明もなく、来年度予算案にもなんらの予算措置もありません。新病院の建設のみを急いで進める一方で、患者家族の要望には応えようとしない、この違いはあまりに明白です。もし、子どもの命を問題とするのなら、まずは患者家族や地元の人たちに、「残す機能」の案を提案し、了承を得て計画を進めるべきでしょう。また、さいたま赤十字病院は小児科医の大量退職から、地域周産期医療機関として十分症例を積み重ねる状況にありません。このまま、2年後に総合周産期センターとして無理にスタートさせるこ

とは、母と子の安全の面からも非常に心配です。以上、現在のセンターの患者、周辺の子どもたち、そして妊産婦・新生児のかけがえのない命を考えたなら、県は新病院建設のみに突き進む姿勢をただちに改めるべきだと重ねて指摘します。

しかも今定例会の福祉保健医療常任委員会では、県立小児医療センターの建設費が約300億円と近隣のさいたま市立病院の建て替え計画予算231億円より大幅に高いこと、またさいたま赤十字病院の建設費217億円と比べても高額なこと、そしてこれらの要因は地下3階の駐車場や特別支援学校などの付加機能によって設計が複雑化した点にあると分かりました。わざわざ新都心の狭い土地に病院を建設するために建設費の大幅な高騰を招いたのです。

私も患者家族も主張してきましたが、本来こういう計画は出発点で、現在地で総合周産期センターを建設すべきか、新都心がいいのか、またはがんセンター跡地はどうかと、さまざまなパターンの案を客観的に検討して、最良のものを選択すべきものです。しかし今回は、はじめから場所は新都心、相手はさいたま赤十字と決定され、80億円の土地取得費含め継続費総額約400億円ものの額にふくれあがってしまったのです。タワーも高層ビルも失敗した新都心開発計画の穴埋めにされたことは明白です。開発を最優先にして、子どもたちも、県財政をも犠牲にする計画は間違っています。

知事、まだ間に合います。移転計画は撤回し、新都心の病院構想は全面見直しを提案します。

以上のような考え方から、55億円の増額を県立小児医療センターの建設費から除くことには賛成ですが、修正案にはそもそもその小児医療センター建設費が含まれていることから反対です。修正案を除く部分にも、新病院準備のための人員増などが含まれていることから反対します。

第16号議案「平成26年度埼玉県工業用水事業会計予算」、第18号議案「平成26年度埼玉県地域整備事業会計予算」についても消費税増税分が料金に転嫁されていることから反対です。以上です。